

2信監第12号
令和3年1月27日

信濃町長 横川正知様
信濃町議会議長 森山木の実様

信濃町監査委員 清水岳美
同 小林幸雄

令和2年度財政的援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

令和 2 年度財政的援助団体等監査報告書

第 1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び令和 2 年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関連する事務の執行について監査を実施しました。

第 2 対象年度

平成 30 年度及び令和元年度執行分

第 3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の各号のいずれかに該当する団体を選定し、令和 2 年 10 月 23 日及び 12 月 24 日に実施しました。

- (1) 町から資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 町から補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）
- (4) 事務所の所在地が町にあり、かつ団体事務を町へ委任している団体

第 4 監査実施団体

- ・ No. 1 特定非営利法人 みんなの家
- ・ No. 2 信濃町スポーツ協会
- ・ No. 3 特定非営利法人 信濃町スポーツ企画サービス
(現 一般社団法人 信濃町スポーツ企画サービス)

第 5 監査の実施方法

監査対象団体から提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

第 6 監査の結果

監査を実施した全ての団体において、指摘事項はありませんでした。なお、意見については、「監査対象団体ごとの監査結果」のとおりです。

また、所管課については、意見が 2 件（住民福祉課 1 件、産業観光課 1 件）ありました。そのほか軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので、記載を省略します。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成 31 年 3 月 26 日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

○監査対象団体ごとの監査結果

監査団体名	特定非営利法人 みんなの家			No. 1
団体所在地	信濃町内			
監査年月日	令和2年10月23日			所管課 産業観光課
団体の概要	設立年月日	平成18年6月27日	代表者	瀧川 昌宏
	団体の目的	知的障害、精神障害、身体障害等を有する人達に対して、地域の中で暮らしていくための住居と働く機会を提供し、日常生活における支援を行うことにより、精神的かつ社会的かつ経済的な自立の実現に寄与することを目的とする。		
監査対象事項	平成30年度指定管理料 13,668,000円 令和元年度指定管理料 14,587,000円			
監査結果	指摘事項はありませんでした。			
意見	<p>○会計区分等について</p> <p>各年度の収支計算書を確認した結果、会計区分が①作業所運営事業 ②グループホーム運営事業 ③タイムケア事業 ④移動支援事業の4種類に分けられています。一方法人の経理規定第4条で、会計単位は定款第5条に定める事業毎の会計とするとされています。定款第5条で定める事業は、①グループホームの管理及び運営 ②作業所との連携 ③障がい者の就労支援 ④障がい者の余暇活動の援助 ⑤その他この目的を達成するために必要な事業となっていますので、経理規定に沿った会計区分としてください。</p> <p>なお、収支計算書に一部未記載の費用が認められましたので、各会計区分の収支金額については、総額計上方式とするようにしてください。</p> <p>○出納関係の手続きについて</p> <p>収入及び支出の関係書類を確認した結果、会計担当者の印鑑だけが押印されており、上司の決裁を得ないで処理しているとのことでした。</p> <p>出納関係の手続きについては、経理規定第14条及び第15条で規定し、特に支出については第15条で、金銭の支払いは会計責任者の承認を得て行わなければならないと規定していますので、出納上の事故防止の点からも、経理規定に沿った手続を行ってください。</p>			

監査団体名	信濃町スポーツ協会			No. 2	
団体所在地	信濃町内				
監査年月日	令和2年10月23日			所管課	教育委員会
団体の概要	設立年月日	昭和57年4月13日	代表者	風間 幸一	
	団体の目的	スポーツ活動を通じ、町民の健全なる普及振興を図ると共に、協会員並びに町民のスポーツ意識の高揚と体力向上に努め、明るく楽しい「スポーツ都市宣言」の町づくりに貢献する。			
監査対象事項	平成30年度	信濃町スポーツ協会事業補助金ほか	1,900,000円		
	令和元年度	信濃町スポーツ協会事業補助金ほか	1,900,000円		
監査結果	指摘事項はありませんでした。				
意見	○主管事業費の交付基準について 各構成団体に支払う事業費の交付基準は、収支報告書の欄外に記載されていますが、収支報告書では、事後承認と捉えられるので、別途交付基準を定めておくことが望まれます。				

監査団体名	特定非営利法人 信濃町スポーツ企画サービス (現 一般社団法人 信濃町スポーツ企画サービス)			No. 3	
団体所在地	信濃町内				
監査年月日	令和2年12月24日			所管課	産業観光課
団体の概要	設立年月日	平成18年5月26日	代表者	服部 洋	
	団体の目的	地域スポーツの拠点となる市民参加型のスポーツ施設の管理運営やスポーツイベントの企画運営等を行うとともに、県外からのスポーツ団体の合宿を積極的に誘致するために様々な情報を提供し、スポーツ振興による地域の活性化に寄与するとともに、保養地を訪れる皆様が素晴らしい自然環境の中で安心して過ごせる管理運営を提供し、地域振興に寄与することを目的とする。			
監査対象事項	平成30年度	指定管理料	4,220,000円		
	令和元年度	指定管理料	4,220,000円		
監査結果	指摘事項はありませんでした。				

意見	<p>○指定管理料の経理処理について</p> <p>令和元年度の活動計算書を確認した結果、指定管理料の額が 4,568,000 円となっていました。一方、平成 31 年 4 月 1 日付けの年度協定書第 3 条では、当該年度の指定管理料を年額 4,220,000 円としており、348,000 円の差違が生じています。その理由は、これまで各年度の 3 月分の指定管理料については入金があった 4 月に仕分けを行い、翌年度分として会計処理していたところ、令和元年度末をもって特定非営利活動法人信濃町スポーツ企画サービスを解散したことから、令和元年度のみ 3 月分の指定管理料を未収金として当該年度に計上したため差違が生じたとのことでした。</p> <p>本法人の会計処理の原則は、現金の収支のあった時点で処理する方法をとられていますが、地方公共団体等からの指定管理料や補助金等で決算期をまたいで入金される場合は、一旦「未収入金」勘定で仕分けを行い、当該年度の取引として計上するようにしてください。</p> <p>また、活動計算書に記載されている指定管理料の内訳の額が、年度協定書第 3 条で規定する内訳と一致していないので、年度協定書に沿った会計処理を行ってください。</p>
----	---

○所管課に対する意見

(住民福祉課)

特定非営利法人 みんなの家関係

信濃町ひだまりセンターの管理に関する基本協定書（令和 1～5 年度）第 7 条第 2 項で、本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。と規定しています。

当該法人の定款第 46 条及び経理規程第 5 条では、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとするとされています。

会計年度を翌年の 4 月 30 日までとすることは、通常考えられないことであり、4 月分の収支の扱いに混乱をきたすこととなるため、定款及び経理規程に合わせた協定にすべきです。

(教育委員会)

信濃町スポーツ協会関係

特になし。

(産業観光課)

特定非営利法人 信濃町スポーツ企画サービス関係

(現 一般社団法人 信濃町スポーツ企画サービス)

○指定管理料の支出について

各年度の 3 月分指定管理料は、出納整理期間中の 4 月に支出されているとのことですが、黒姫高原運動施設及び黒姫保健休養地の管理に関する基本協定書第 25 条第 3 項但し書きでは、決算月の 3 月分については、3 月中に支払うとされています。しかし

ながら、年度協定書第4条では、3月分も含めて請求書受領後30日以内に支払う旨規定されていますので、これらの整合をとるようにしてください。